摂 津 市 住民活動災害補償保険制度

住民活動災害補償保険制度とは・・・・・

自治会やこども会、老人会などの各種住民団体が行う住民活動中に、思わぬ事故により参加者がケガをされたり、活動中の事故により行事主催者や参加者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に備え、摂津市が一括して保険加入している保険制度です。

〔対象となる住民団体〕

活動拠点を摂津市内に有し、かつ構成員(原則摂津市民)が5名以上で組織されている、計画的及び継続的な公益性のある活動を行っている団体です。

ただし、スポーツ団体は除きます。

〔対象となる住民活動〕

住民団体が無報酬で、社会福祉向上のために行う日帰りの活動です。

(例) 清 掃 活 動・・・・道路、河川、公園の清掃等

社会福祉活動・・・・高齢者の見守り、街頭募金等

スポーツ活動・・・・地区の運動会等

文 化 活 動・・・・演劇、華道、料理等

そ の 他・・・・防犯活動、盆おどり、防災訓練、社会見学等

※ただし保険会社の審査により、補償の対象とならない場合がございます。

傷 害 保 険

管理者側の賠償責任の有無にかかわらず補償されるもので、行事主催者や行事参加者が その活動中に不慮の事故によりケガや死亡された場合に補償されます。

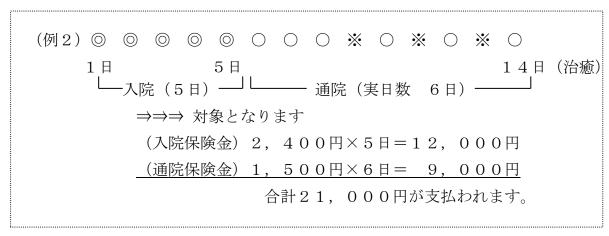
[補償される金額]

区分	金額	摘	要
死亡保険金	200万	「円 事故の日からこ	180日以内に死亡
後遺障害保険金	6万円~200万	河 事故の目からこ	180日以内に後遺障害
入院保険金	日額 2,400	円事故の日から	 1 80日限度
通院保険金	日額 1,500	円 事故の日からご	180日以内で、実数90日限度

ただし、入院・通院保険金については、事故発生日から14日経過後も、 なお入院・通院で医師の治療を要する場合に適用します。

※ 4月1日に自治会の地域清掃活動中にケガをした場合





賠 償 責 任 保 険

行事主催者や行事参加者がその活動中に他人を死亡させたり、ケガをさせたことによることや、他人の財物に損害を与えたことによって、また、不当な身体拘束や口頭、文書等これらに類する表示行為、名誉棄損やプライバシー侵害を与えてしまったことによって、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、被害者に支払うべき賠償金等をこの保険によりてん補します。

[補償される金額(てん補限度額)]

 身体賠償	1 名 3,000万円
7 平知 貝	1 事故 2 億円
財物賠償	1事故 2,000万円
人格権侵害賠償	1 名 100万円
八佾惟反古知貝	1事故 1,000万円

<u>※ただし傷害保険、賠償責任保険ともに保険会社の審査により、補償の対象とならない</u> 場合がございます。

[保険金をお支払いしない主な場合]

▽宗教、政治及び営利を目的とした活動

▽地震、噴火、洪水、津波など自然災害による損害や傷害

▽けんかや自殺、犯罪行為による事故

▽山岳・海難救助ボランティアその他緊急時での活動による事故 等

傷害事故が発生したときは・・・・・

1. 事故の報告

事故が発生した場合、住民団体の代表者は、事故発生状況及び負傷者の傷害の程度等を、市の関係課へ報告してください。

2. その他

治療が終わるまでに14日以上必要かどうかわからない場合は、とりあえず事故の 内容等を市の担当課へ報告してください。

お問い合わせ 摂津市 生活環境部 自治振興課 自治振興係 〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 電話 (06) 6383-1111 または (072) 638-0007 いずれも (内線) 2323